



総務部会ひらかる 9/3

案件、規約の改正について

要員・地区連合町会長を理事に組み入れたこと

・理事の定数に地区連合会長と含むようにした

・理事は「会務を執行する」と改め、「重要事項を審議するに改正した

・五部会を青森市町会連合会事業部設置要綱に盛り込んだこと

建設部会ひらかる 9/16

案件、市の除排雪計画策定に対する要望事項のとりまとめについて

梨木清掃センター見学実施 9/19

中部地区町内婦人、約五十名募集対象二十五町会、市の通勤バス一台利用

55年度の街灯情報

○街灯数 一八、四九三灯

○昨年度比 四三七灯増

○補助基準 一灯当り年額二五、四四円

○補助総額 四九、五〇、二八七円(年額)

○対象町会数 三二四町会 (街灯のない町会、下新町、藤戸、梨木、荒川五丁)

○補助率五〇%の町会 五三町会

○町会支払料金に対する補助の割合 七二、四四%

東部オセ七区運動会ひらかる 9/17

冬に備えて

・「三三看板残部あります」ご入用の町会は早くお申込みください。(一枚二五〇円)

・ポリ袋のご注文の方は希望により回収用紙をお送りします。(事務局渡し終了) (把四〇〇円)

配布文書

・ヤ回市民健康フロンソン(日専連) 九月二十三日

由緒切は九月十日と訂正しておりますか、おくれで申し訳ない(三十日頃迄)とお願い。

・区警二人談公要望並び回答 二部(青森警察署)

一部は町会長、一部は道宣処理ください。

・政治討論会チラシ、(市道管)

・事務局だより

(アンケート回答、市からもあり、大変、でしようかよろしくお願ひ申し上げます)



公衆街路灯補助金めぐる諸問題

いろいろな意見を耳にするが、単に思いつきや概念でいつのてなくよく研究の上、結果についてもデータに基づいて、個人工場の立場からだけでなく、将来を考へての意見かほしいと思う。例とは二つの意見

(一) 現在の40W全額方式と60W全額方式にしようか、(二) 街灯は道路につきまの当然管理責任ある自治体がか全額支出すべきである。

(一)の場合
四〇Wだけ三〇〇ヶ所以上ある。また四〇Wとそれ以上ある町会もある。40Wを60Wに代えたとその経費は、どうするか、代えないとすると一町会内でも40Wと60Wの二種類の計算が必要。その際50%以下の補助率の町会への工補金は、どうなるか、廃止されるかと大変困る町会しててくる。

(二)の場合
全額補助方式になると、当然自治体の制限がでる許可承認制になる。現在類似都市ではどこも実施していない。県下では、あつ市が実施しているが、予算の関係上、申込みの増灯新設も、さくくより、てきは、いという、街は暗いといわれている。
現在の当市の補助方式の方が町を明るくしていると思う。

ただ、現在青森市の一灯に付き、いくらという、灯数制は不合理で厄介な面がある。
理由は、灯具の多様化で、こちらで一基(電柱一座)二灯とみて、電力会社は一基でも二灯とみて、ものがある。その区別は素人には全くわからない。そこで、支払料金の何%と定めるのが、一番よいと思うのだが、ところが、今迄100%近く補助うけている40Wの多い町会が、補助率がさがることになり問題か、(一)また大型電球設置の町会への最低知%補助は優遇ではないかとの意見もあるが、高い電気料を支払って、昔のように夜間おそくまで営業している時代でなく、それなりに防犯上、交通安全上、コンビニ店場保安上、町会がサービスしているものと考えられる。

いつれにしても、各自バラバラな意見は、部内では自由でよいが、対外的には、建設部あたりで充分に研究、討議を可、ねてまとめたいものである。
なお、現在の需用家料金は、値上げ以前の灯と値上げ後と違い、(補上)補助灯の方を基準にしている。既設と新設との間には、若干の不公平が在している。むしろ電力会社は、新設既設にか、わらず、一灯二五〇円にした方が、すつきりする。既得権の尊重なら、既設のもの、の電気料金を据えあいたらよい。それと、値上げ云々の既得権尊重なら、うか。